

少年事件 Q&A

【テーマ】

2004年10月から始動した少年当番付添人制度（全件付添人制度）とは何か。その運用状況について。

【答え】

少年当番付添人制度（全件付添人制度）とは、家裁送致後、観護措置決定によって身柄の拘束を受けている全ての少年に対し、裁判官から、無料で弁護士と面会することができる旨を告知してもらい、当番付添人として出動した弁護士が、法律扶助制度を利用するなどして少年の付添人となる制度をいう。同制度は、2004年10月より実施し（多摩支部は2005年4月実施予定）、現在、30名（10月31日まで）の弁護士が同制度により付添人として活動している。

【解説】**①背景**

非行事実の検討や環境調整など、少年事件における弁護士の役割の重要性についての認識は高まっているものの、現実には成人の刑事事件と異なり、弁護士の関与のないままに処分が下される少年事件が大半を占めている。そこで、少年の付添人選任権を実質的に保障するために同制度が実施された。

②制度説明

当会では、従前から成人の当番弁護士名簿とは別に少年当番弁護士名簿を設置しており、同名簿に登録されている弁護士が、少年の要請に応じて出動することになっているが、当番付添人制度の導入により、少年は、勾留決定を受けるときのみならず、家裁送致後、観護措置決定を受けるときも、裁判官から、無料で弁護士と面会できる旨の説明を受けることができる。そして、少年と面会した当番付添人が積極的に受任して付添人活動を行なうというのが同制度であり、付添人関与の少年事件の割合を増やすことを主眼とする。よって、出動要請を受けた当番付添人は、扶助制度を利用した積極的な受任が期待される（もっとも、親に資力がある場合などは扶助制度を利用しなくてもよい）。以上、全件付添人制度は、(A) 裁判

官による積極的な付添人選任権の告知、(B) 当番付添人による積極的な受任が大きな特徴となる。

③積極的な受任

少年には、親に経済的負担をかけたくないとの思いや、弁護士に頼めば警察や裁判官の印象を悪くするのではないかと不安から付添人の選任を躊躇する場面が多々見受けられる。そこで、当番付添人としては、扶助制度を利用すれば原則費用償還義務もなく親や少年自身に経済的負担をかけることはない旨説明し、また、付添人は裁判官と争う仕事ではなく、少年の考えを裁判官に分かりやすく伝えたり、裁判官の考えていることを少年と一緒に考える仕事であり、付添人の選任が少年にとって悪影響を及ぼすことは一切ない旨を懇切丁寧に説明し、積極的に受任するよう努める必要がある。

④運用状況

同制度実施以降、当番付添人の受付件数は1日平均1.5件と期待していたほどの伸びではないが、今後、同制度の定着に伴い、受付件数は増加していくものと思われる。

（子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員
馬淵 泰至）